

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

平成29年12月13日第三部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	平成29年5月25日
担当部署	胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
①DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規	札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号
②マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成	札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
③株式会社ほしの 代表取締役 星野 邦夫	苫小牧市沼ノ端中央3丁目15番20号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	苫小牧市北栄町3丁目SC 苫小牧市北栄町3丁目1 ほか	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	①マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 出戸 信成 札幌市中央区北8条西21丁目1番10号 ②DCMホームマック株式会社 代表取締役 石黒 靖規 札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番1号 ③株式会社MYM 代表取締役 佐々木将夫 苫小牧市北栄町3丁目1番1	
(3)変更日	平成30年1月25日	
(4)店舗面積の合計	8,503㎡ (変更なし)	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数	【変更前】430台 【変更後】260台
	駐輪場の収容台数	60台 (変更なし)
	荷さばき施設の面積	266㎡ (変更なし)
	廃棄物保管施設の容量	60㎡ (変更なし)
(6)施設の 運営方法	開店時間・閉店時間	①午前7時00分～翌午前0時00分 (変更なし) ②午前7時30分～午後9時00分 (変更なし) ③24時間
	駐車場の利用時間帯	24時間 (変更なし)
	駐車場の出入口数	【変更前】8箇所 【変更後】6箇所
	荷さばき時間帯	24時間 (変更なし)

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	・指針必要駐車台数 521台 > 260台				
	従業員駐車場等の整備	・敷地内及び隔地に確保(18台)				
	駐輪場(自動二輪車を含む)の整備	・平面自走式60台分設置				
	来客車両等の入出庫方法	・屋外に平面自走式駐車場。ゲートなし。				
	搬入車両等の誘導	・計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮している。				
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全確保を図っている。 ・出入口看板、出庫時の一旦停止表示などにより、安全かつ円滑な自動車誘導が図られている。 				
	交通整理員の配置	・繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全確保を図っている。				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・従業員駐車場、冬季堆雪場所などに一時的に堆雪するが、適時排排雪を行い必要台数の確保に努めている。 				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
	夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	環境基準値	予測結果	評価
騒音問題の一般的対策		—				
荷さばき作業等の対策		—				
付帯設備・施設等の対策		—				
青少年等の ^{いしゅう} 蝟集等の対策		—				
その他の対応方策		—				
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備		—			
	保管場所の位置、構造等		—			
	運搬・処理対策		—			
	減量化、リサイクル等		—			
	調理臭、悪臭の飛散防止		—			
	その他の対応方策		—			
(4) 街並みづくり等への配慮		—				

(5) 防災対策への配慮	—
(6) 防犯対策への配慮	—
(7) 関係行政機関との協議状況	・届出書案を提出して計画概要を説明。
公安委員会（警察）	【北海道札幌方面苫小牧警察署交通第一課】 ・特に指摘事項なし。
地元市町村	【苫小牧市産業経済部商業観光課】 ・関係各課にも説明するように。 →承知 【苫小牧市総合政策部まちづくり推進課】 ・特に指摘事項なし。 【苫小牧市市民生活部安全安心生活課】 ・特に指摘事項なし。 【苫小牧市環境衛生部環境保全課】 ・特に指摘事項なし。
道路管理者	【苫小牧市都市建設部道路維持課】 ・今後、土地所有者や店舗として出入口⑧が不要になる際には低下した歩道を原状回復するように。」との指摘あり。 →出入口⑧が不要になる際には低下した部分を原状回復する。
その他関係機関	—

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	意見無し
(2) 住民等の意見	意見無し

5. 道（胆振総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし

※法第6条第2項、法附則第5条第1項の届出は、これを準用すること。